

第 2 7 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 4 の項から 7 9 の項までの項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に改め、同表 8 0 の項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に、「さく取」を「搾取」に改め、同表 8 1 の項から 9 8 の項までの項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に改め、同表 9 9 の項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に、「しょう油」を「^{しょう}醤油」に改め、同表 1 0 0 の項から 1 0 5 の項までの項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に改め、同表 1 0 6 の項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に、「かん詰又はびん詰」を「缶詰又は瓶詰」に改め、同表 1 0 7 の項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 5 2 条第 1 項」に、「第 5 条」を「第 3 5 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

食品衛生法及び同法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。